

会 議 記 録

会議名 決算特別委員会建設分科会

開催日 令和6年9月18日（水） 開会 午前10時15分

閉会 午前11時33分

出席者 委 員 分科会長 大 浦 兼 政

市 村 隆 大 谷 好 一 坂 東 一 敏

福 田 裕 司 中 島 克 訓 関 口 孫一郎

議 長 梅 澤 米 満

傍 聴 者 川 田 俊 介 小太刀 孝 之 雨 宮 茂 樹

浅 野 貴 之 小 平 啓 佑 針 谷 育 造

内 海 まさかず 小久保 かおる 青 木 一 男

松 本 喜 一 針 谷 正 夫 広 瀬 義 明

氏 家 晃 福 富 善 明 大阿久 岩 人

小 堀 良 江 白 石 幹 男

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 議事課 長 野 中 繭実子

課 長 補 佐 佐 藤 優 主 査 小 林 康 訓

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 建 設 部 長	橋 本	真 一
都 市 建 設 部 技 監	深 津	悟
上 下 水 道 局 長	小 野 寺	正 明
道 路 河 川 整 備 課 長	増 山	輝 之
道 路 河 川 整 備 課 長 治 水 対 策 室 長	後 藤	春 美
道 路 河 川 維 持 課 長	阿 部	幸 治
都 市 計 画 課 長	芳 野	英 明
市 街 地 整 備 課 長	安 彦	利 英
公 園 緑 地 課 長	瀬 下	敏 行
建 築 住 宅 課 長	田 村	浩 一
建 築 指 導 課 長	大 橋	涉
上 下 水 道 総 務 課 長	中 山	幸 夫
水 道 建 設 課 長	川 又	俊 行
下 水 道 建 設 課 長	鈴 木	道 夫

令和6年第3回栃木市議会定例会
決算特別委員会建設分科会議事日程

令和6年9月18日 建設常任委員会終了後 全員協議会室

日程第1 認定第2号 令和5年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部分）

日程第2 認定第8号 令和5年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第9号 令和5年度栃木市水道事業会計決算の認定について

日程第4 認定第10号 令和5年度栃木市下水道事業会計決算の認定について

◎開会及び開議の宣告

○分科会長（大浦兼政君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから決算特別委員会建設分科会を開会いたします。

（午前10時15分）

◎諸報告

○分科会長（大浦兼政君） 当分科会に送付された案件は、各分科会議案送付区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○分科会長（大浦兼政君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、各決算に対する説明は、8月9日に開催された議員全員協議会及び各分科会説明表の送付をもって済んでおりますので、分科会での説明は省略いたします。

また、分科会では質疑のみを行い、討論、表決については9月26日木曜日に開催される全体会において実施いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎認定第2号の上程、質疑

○分科会長（大浦兼政君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第2号 令和5年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、部局所管ごとに歳入歳出を一括して審査いたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

まず、都市建設部所管の歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、分科会説明表の都市建設部を御覧の上、所管部分のご確認をお願いいたします。

また、一問一答の方法により決算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） 引き続きご苦労さまでございます。

98と99ページにまたがっているのですが、使用料及び手数料のところの土木手数料、その確認

申請等手数料903万900円というふうなことです、この資料を見ますと、建築確認申請等580件などの申請手数料と書いてありますが、新築物件のみですと何件になるのか。それと、5年前の洪水前と洪水後の申請の数、変化を教えてくださいたいと思います。

○分科会長（大浦兼政君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） まず、確認申請手数料の580件のうちの、まず建築確認申請に伴う件数でございますが、これにつきましては166件になっております。それ以外につきましては、完了検査の申請とか許可の申請とか、各種証明の申請ということになります。また、先ほどありました5年前のことですが、確認申請の、確認済証の栃木市分と、あと民間の検査機関でも行っているような状況でございます。平成30年のときですと、市と第三者機関の検査機関を合わせた確認済証の交付件数が948件になります。令和元年のときには908件となりまして、少し減っているような状況、また令和2年になりますと864件となりまして、件数が減ったというような状況ではございます。ただ、その後、令和3年になりますと、また927件となっております、また盛り返してきたりとかしているのですが、その年によってやっぱり多少のばらつきがございます。

以上になります。

○分科会長（大浦兼政君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） ありがとうございます。ここにある580件のうち新築件数は166件というふうなことでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（中島克訓君） 分かりました。ありがとうございます。

○分科会長（大浦兼政君） ほかにございますか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 歳入のほうで91ページをお願いします。市営住宅の使用料に関する部分なのですが、収入未済額ですか、8,000万円強あるのですが、その要因は何なのでしょう。

○分科会長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） お答えいたします。

こちらの要因ということで、まず独り親世帯ですとか、あとは生活保護世帯、あとは生活困窮者が多くて生活費を優先したため滞納になってしまったケース、そのほか近年の状況としましては、新型コロナウイルスの影響による賃金の減少や雇い止め、その他離職、収入減少、収入の不安によるケース、またその他事故や病気などの想定外の事態による滞納というのが主なケースでございます。

以上でございます。

○分科会長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） ちなみに件数なんかはお分かりになるのでしょうか。

○分科会長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） 件数ですが、まず現年分ですと87名ほどいらっしゃいます。滞納繰越分ですと192名ほどいらっしゃいますので、大体合計で300名弱というふうな数字になってございます。

以上でございます。

○分科会長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 了解しました。

同じページで同じ項目なのですが、例えば栃木市では公共施設等の適正配置というのを30年スパンでやっているわけなのです。そうしますと、この市営住宅なんかも経年劣化ではないけれども、かなり古いところもあると思うのですけれども、なくせとか、そういう議論ではなくて、その辺、公共施設等の適正配置も含めまして、今後の考え方といいますか、それは予算にも多分関わってくると思いますので、執行部のお考えについてお伺いしたいと思います。

○分科会長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） 市営住宅の適正な戸数につきましては、長期営繕計画というものを策定しておりまして、その中で当然耐用年数を過ぎてしまったかなり古い住宅なんかは用途を廃止する。一方で、比較的まだ耐用年数が残っている耐火、鉄筋コンクリートとか、そういった団地については、改修等を行いながら、少しでも住んでいる方がよりよい環境で住んでいただくということで、その辺り張りをつけながら、適正な戸数を管理していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○分科会長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） この収入未済額を見てもお分かりのように、あとご説明受けましたので、中身についても理解したところなのですが、やっぱり耐用年数、何か古いのをまた建て替えるという考えはきつくないのではないかなと私もそういうふうに思いますが、やっぱり入られている入居者につきましては、やっぱり低所得者の方ですとか非課税世帯ですとか、そういう方がたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひそういう発信を早めにしていただきたいことを要望したいと思います。

○分科会長（大浦兼政君） ほかにございますか。

市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） 先ほど中島委員のほうからお話がありました99ページの確認申請手数料について伺います。580件のうち新築が166件、申請と完了と合わせて166件ということなのか。まずそこを。

○分科会長（大浦兼政君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 166件というのは、確認申請の交付件数、そちらが166件でござい

ます。完了につきましては、185件が完了検査の検査済証を交付したという状況になります。

○分科会長（大浦兼政君） 市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） 分かりました。民間と合わせると1,000件近くという、先ほどお話があって、住宅にしても、住宅以外の建物に関しても、この件数が多ければ多いほど市内で建設が頻繁に行われるという意味で、地域の活性化なり、住宅が増えれば人口が増えるという一つのバロメーターになろうかと思うのですが、1つちょっとお伺いしたいのは、違法な建築ですね、要するに許可を取らずに建てている建築に関しての数字というのはどのように把握されていますか。

○分科会長（大浦兼政君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 違反建築物などのものにつきましては、まずどのような形で分かってくるかということなのですが、まず1つは、近隣住民の方から、この建物はどのようなのでしょうかというお話があるということと、あとはまた関係機関、消防とかほかの関係機関のほうからの情報提供があったり、あと我々が常時、随時パトロールといいますか、完了検査のときに、表に出たときに周りを見て回ったりとか、道路調査をしたときに見て回ったりというふうな形で把握していくような状況ではございます。その中で、昨年度、令和5年度におきましては、建築基準法の違反が確認されたものというのは26件確認しております。

以上でございます。

○分科会長（大浦兼政君） 市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） その違反にも幾つか程度というか、建築可能な用途地域へ許可なしに建築した場合、建築できない地域に許可なしで建てた場合ということで、例えば住宅のカーポートなんかも理解の仕方はそれぞれですが、あれも10平米を超えれば建築確認の対象になるというところですけども、プレハブの物置にしてもそうですね。ただ、そういう理解をされていない方も多い。それがいいとは言いませんけれども、私が言いたいのは、建築不可能なところに許可を受けずに建てた場合、今おっしゃったようにそれだけを、違反建築を見つけるだけにパトロールをすることはないと思いますし、結果的にはできてしまった後に発覚するということで、それに対する対応というのは非常に難しいと思うのですけれども。一方で、建築をきちっと合法的に建てようとするれば、建築指導課さんなり都市計画課さんと非常に時間をかけて協議をして、もちろん栃木市ですから、市街化率が1割ちょっとぐらいですから、ほとんどが調整区域なわけで、では調整区域に建てるとなると非常に手続が面倒くさい。そういったことをきちっと経て建てているにもかかわらず、一方で確信犯的に、もうこの地域にはこういうものは建たないから建ててしまえというようなことが、昔ではあってはいけないことですが、いまだにそれがあるということが、きちっと合法的に手続を進めている側にすると、非常にそれをそのままにしていものかというふうに思うところがありまして、この確認申請の手数料に関しても、これは税金と同じ考え方でよろしいかと思うのです。そのときに、私はやっぱり栃木市として違反建築物をやった者勝ちということにはならない

ように、出来上がってしまった、これは昔、課長とも話したことがありますけれども、できてしまったから、もうしょうがないのだというのではなくて、私はそこに一定の何かしらペナルティーを与えて、それも例えば申請料的な話ではなくて、建設費の何割かを罰金で払わせるとか、何か強い態度でいかないと、あそこでやったのだたらうちもやってしまっているのかというような話になって、どうしても建たないところに建ててしまうということが起こってはいけないと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○分科会長（大浦兼政君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） まさしく委員さんおっしゃるとおりでございまして、我々のほうもそういった通報等あったときに、まず我々としても栃木市特殊建築物違反是正措置基準処理要綱や国の機関のほうで出しています違反建築物適正マニュアルなどに基づきまして対応していくということになるのですが、まず最初としましては、市民からの通報とか、そういった情報を得た状況で我々のほうでまず現状を確認していきます。また、現状が確認できて、現地のほうの確認をさせていただくということをやってまいります。その時点で、相手方の建て主さんなのか所有者さんなのかは分かりませんが、その場面場面によりまして、お話をさせていただいて、まず違反なのかどうかということ把握していくということをやっております。続きまして、では違反だった場合には、内容にもよりまして、口頭による指示をしていったり、またもしくはあまりにも大きい内容になっていけば、今度は指導書等の書面の交付をしていくというふうな形を、手続を取って行政指導というものを進めていくというような状況ではございます。ただ、なかなかその内容によってすぐ対応してもらえるものもあれば、数年というか、長いスパンでやっていかなければいけないものもございまして。だからといって、確におっしゃるとおり、それがいいというふうには我々は思っておりませんので、長い時間をかけながらも、粘り強く対応していきたいと思っております。

○分科会長（大浦兼政君） 市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） なかなか対応しづらいというのはもう分かります。私も40年ぐらいこの仕事をやってきて、過去に強制的に執行して解体をさせられたという事例は、私の記憶では1件ぐらいしかないのです、小山市で。ですから、結局は結果的にはやった者勝ちというふうになりますけれども、やっぱりそこは何かしら、今後制度を設けるなり、そういうペナルティーを与えて、もちろんそこには、物によっては設計者も施工者も存在するわけですから、設計者、施工者を呼び出して、きつくそれは注意するなり、例えば施工者に関して、仮にですよ、栃木市の指名業者であれば、もう指名を停止にするとか、そのぐらいの毅然とした態度を取って、そうでないとやはりきちんと手続を経て建設をしようとしている人たち、でもそういう人たちは無許可で建ててもきちんと税金は取られているのだからいいだろうみたいな、そういう理屈を言う人もいるのです。でも、やっぱりそこは行政として毅然とした態度で、それもそういう形で申請してやっていただければ、そういう形で税収を上げていくと。もしくは違反建築物に関してはペナルティーを与えて、建設費

の2割、3割を罰金で取るとか、そのぐらいの見せしめをしないと、また繰り返される。ただ、建てたところで、将来また合法的に手続をするとなれば、その建物が引っかかって、それを撤去しないと許可は下ろしませんよという話にはなろうと思いますけれども、全部が全部そうではないわけですから、もうさんざん検討したけれども、建たないのだったら建ててしまえというような人をなくすことも、これはやっぱり必要だと思いますので、ぜひ検討していただいて、ご苦勞は分かります。ただし、結果的には野放しになっているという現状も言わずもがな、お分かりだと思いますけれども、そういうことを検討していただきたいというのを要望として付け加えます。

以上です。

○分科会長（大浦兼政君） 大橋建築指導課長、ご回答をお願いいたします。

○建築指導課長（大橋 渉君） そうですね。私どものほうも、本当に物件によって様々ではございますが、ある程度の大きい物件とか、そういうものにつきましては粘り強く対応していきたいと思えますし、あとは基準法に基づいてという話になれば、最終的にはやはり命令という状況も、先ほど委員さんもおっしゃいましたが、そういったのもございます。なかなか命令に至るまでになりますと、慎重に対応していかなければならないということもございまして、そこに行く前に何とか行政指導の範疇で対応できればとは思っております。また、先ほどありました施工者とか設計者とかになりますと、基準法のほうでも建築士法とか、ほかのそれぞれの法律のほうに基づいて、県のほうにその業者さんについては届け出るとか、そういったのもございます。そういったことも含みながら、今後対応していければと思っております。

以上でございます。

○分科会長（大浦兼政君） ほかにございますか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 歳入のほうで質問したいと思います。ページ数は109ページ、国庫支出金のところ。先ほどの補正予算でも質問したのですが、例えば、防災・安全交付金のところ、109ページから111ページにかけて、道路メンテナンス事業費補助金というところまでなのですが、国から国庫補助の定義というのは、恐らく市から要請を国に出して、国がそれで決めて、決定した額なのだと思うのですが、これは多ければ多いほど財源の確保という部分では、栃木市にとってはすごくいいなというふうに私なんか単純に思うのですが、そのロジックでよろしいのでしょうか、まずお聞きしたいと思います。

○分科会長（大浦兼政君） 増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） 国庫補助金につきましては、委員さんおっしゃるとおり、我々執行している事業、それぞれの事業で必要な所要額を要望し、そこで国全体の枠、そしてそれをそれぞれのカテゴリでの配分、そういう流れで最終交付を受けるというふうなところでございます。

以上です。

○分科会長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうしますと、今言った109から111ページの項目の中で、例えば市から要請に対しての補助率というか、どれぐらいなのですか。こっちから申請した額に対して国から交付いただいた額というのは、率にして、大体で結構なのですけども。

○分科会長（大浦兼政君） 増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） 私どものほうで要望した補助金に対して、いわゆる交付率と言われています。その年々によって栃木県全体の需要量、それも影響しておりまして、毎年100%前後で推移しているところですが、時々上回るときもあれば、そういう年も幾つか、こちらの説明書にありますけれども、防災・安全交付金も幾つかの項目がございます。その中で上回るものもあれば下回るものもある。大体8割から10割の中で推移はしております。

以上でございます。

○分科会長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 分かりました。ありがとうございます。

そうしますと、それで例えば対策に至るわけですけども、その結果というのは市民にどのようにお伝えしていますでしょうか。対策結果ですね。

○分科会長（大浦兼政君） 増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） こちらの国の交付金等を財源として行っている事業につきましては、そのほとんどが継続している事業です。用地を買収してまとまったところで工事を実施して、それも先ほど関口委員からご質問ありましたとおり、1キロ近い路線の全体の整備、そういったところもございますので、すぐに毎年の実施した結果で形が見える部分というのは、なかなかお示しできないところもございます。これは事業の性質として、1つの事業が5億円以上とか、そういった事業がそれぞれ防災・安全交付金には含まれておりますので、一概に単年度でその成果というのが目に見える部分というのはなかなかございませんが、1つ例を挙げさせていただきますと、111ページに道路メンテナンス事業、こちら国庫補助事業でございます。こちらにつきましては、老朽化した橋梁等の補修、これは一つ一つ単独の事業、何々橋、何々橋を補修していくというものですので、そういった事業については、それぞれの交付金で実施した橋梁の補修が出来上がるという、そういうものでございます。

○分科会長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 何が申し上げたかったか申し上げますと、要するにその辺のアピールされたいのではないかなと思うのです。私たち議員って、やっぱりあそこの道路が駄目だよとか、私以外にも皆さん市民の方から要請があるのです。そのときに、やっぱり市としても、市の広報ですとか、難しさはさっき聞いて分かりましたけれども、継続事業も多いということで。だったら終わった時点で、それを開示というか公表したら、市民の方ってすごく、ああ、こういうのをやってく

れたのだなと思うと思いますので、ぜひ今後そういうところも、終了したので結構ですので、市民に広報していただけたらいいのかなと思います。

○分科会長（大浦兼政君） 増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） こういった公共事業ですので、その成果を市民に周知する、そういったPRもしていきたいと思います。

あと、一つの例といたしまして、防災・安全交付金で通学路の整備、こちらについては栃木市で取り組んでいる通学路交通安全プログラムがございます。これは教育委員会とそれぞれ関係各課で取り組んでいる事業ですので、その防災・安全交付金で実施した事業、今年度完了した事業等、今進んでいる事業等、広報紙に掲載するなどして現在行っているところです。そういうのと併せまして、事業の成果がより分かりやすいように考えていきたいと思います。

○分科会長（大浦兼政君） ほかにございますか。

市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） 195ページ、歳出のほうです。備考の欄の中段で、市有建築物定期点検業務委託費、それとその下の外壁の調査業務委託費というふうになって計上されていますが、市有建築物の定期点検と外壁の調査ということですのでけれども、まず委託方法をお聞きします。

○分科会長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） お答えいたします。

こちら市有建築物定期点検業務委託及び市有建築物外壁調査業務委託のほうですが、まず市有建築物につきましては、令和5年度につきましては111施設173棟を地域ごとに7施設から14施設、棟数でいいますと12棟から31棟を1本の業務委託ということで10本に分割をしまして発注しております。発注時期につきましては、地域ごとに2本から3本組み合わせまして、4回にわたって発注しております。

以上でございます。

○分科会長（大浦兼政君） 市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） これ報告書の提出先は栃木市ですよね。

○分科会長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） 栃木市になります。市有建築物ですので栃木市になります。

○分科会長（大浦兼政君） 市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） 予算額にしては大したあれではないのですけれども、これってちなみに委託しないでできるということはないのですか。

○分科会長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） こちらの定期点検、外壁もそうなのですが、まず点検を行うために有資格者が必要になってきます。当然自前でできないのかということで、できなくはないです。で

きるというふうになるのですが、実際のところ、当然マンパワー的に点検をする業務が増えるという事で、人数も点検をする人数が確保できるというふうな状況になれば当然自分のところで点検をするというのは可能でございます。

以上でございます。

○分科会長（大浦兼政君） 市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） 定期報告、毎年ではないと思うのです。2年に1回なり3年に1回ですから、有資格者が必ずしも行って全てをやらなくてもいいわけで、有資格者がやることはもう決まっているというか、パターンがあって、もちろん現物を確認して、どういう報告をするかというのも分かっているんで、そういうふうに自前でやるという、提出先が市役所なわけですから、この委託費が高いか安いかわかるというのは、今聞いた限りで、10本に分けて、例えば1,000万円ぐらいですから、1本というか1社当たり100万円ぐらいの委託費ですから、それは決してそんなに高い感じはしないと思うのですけれども。

もう一つは、2年ごとなら2年ごとにやっていけば、同じ建物をやるわけですから、1回やればそのデータは残っていて、それはだんだん、だんだん簡略というのか、1回やったところに行ってまたやるわけですから、1回やってしまえば非常に手間が少しずつ減っていくわけなので、そういう意味でも、何が言いたいかわかると、もし可能であれば自前でやるようなことで、少しでも経費を削減するというのも一つの手ではないかなというふうに思ってお話ししました。それについて見解をお願いします。

○分科会長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） 点検業務ですが、ほかの市ですと、全てではありませんが、例えば対象が200平米を超える不特定多数の人が利用する建築物が対象ということで、例えば市営住宅ですとか、そういった比較的特定多数といいますか、特定多数の方が使用しているような建築物については自前で点検をしているような市町さんなんかもございますので、その辺、点検をできる建築物が、まずはどんなようなものがあるのかというところを精査しながら、当然件数が少なくなれば委託料も少なくなるということで、ただ一方で、先ほど言いましたけれども、マンパワー的なものも要件として出てきますので、その辺をどの辺りが一番いいのかというのは、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○分科会長（大浦兼政君） 市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） すみません。くどくて申し訳ない。なぜそのような話をしたかというと、やっぱり所管する担当が自分の目で見に行く、これ結構、ただ定期的に報告をするというだけのことではなくて、やっぱり経年劣化とか、その建物に何か問題があるか、先ほどお話しされたように不特定多数の人が集まる、要するに文化会館とか、そういうホールの部分においては、やっ

ぱり非常に重要な部分があって、場合によっては2年に1回とか3年に1回ではなくて、毎年やっていたいいのではないかなと思う、要するに建物が古くなればなるほど。そういったことで事故を未然に防ぐという意味では、所管の担当が報告書を受け取って、その写真を見るなり、報告書を見るだけではなくて、自分の目で見て、それを認識する。そして強く予算要求をするということも必要ではないかなというふうに思って、あえてお話しさせていただきました。そういったことも意識的な部分になってしまうのですけれども、状況を把握するという意味では、では議って、報告書が上がって問題があるという報告を受けたら、直ちにその現場を確認しに行くとかということで、さらに把握していただくということを一応要望したいと思います。お願いします。

○分科会長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） そうですね。定期点検業務につきましては、こういった形が一番いいのかというのは検討をしていきたいと思います。先ほどありましたとおり、報告をいただきましたら、当然その中身を確認しまして、施設を管理している所管課のほうに、こういった部分が少し老朽化しているとか、ちょっと不具合が生じていますよというふうなアドバイスといいますか、そういったものは私どものほうで行っておりますので、そういう意味からすると、当然現場を直接職員が確認するというのも必要なかなというふうに感じておりますので、その部分につきましては、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○分科会長（大浦兼政君） ほかにございますか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 301ページになります。これは主要事務事業にも載っている88ページの木造住宅耐震化促進事業費で、先ほどの補正予算でも質問して重複しますけれども、令和4年度の決算額に対しまして1,500万円ほどマイナスというか、予算がされていないのです、令和5年度は。これについてまずお伺いします。

○分科会長（大浦兼政君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 令和5年度の事業の内容といたしまして、大きくくりでいきますと、やはり申請者が、人数が少なかったというのがございまして、それに伴う減をしたという形になります。具体的には、令和5年度において耐震建て替えなんかは当初予算で27件見ていたのですが、それが14件だった。また、耐震改修については10件だったのが3件だったということが大きいです。ただ、耐震診断につきましては、30件だったのが36件というふうには増えたのです。このやはり増えた理由は、昨年度、1月、能登半島の地震があって、診断のほうは、昨年度の期間で短くはなるのですが、対応できたので申請が上がってきたというのがあったのですが、耐震建て替えや改修につきましては、前年度に耐震診断をやって、その次の年に耐震改修に入っていたり、耐震建て替えを行っていくというところで、前年度、令和4年とか令和3年あたりが、私どもの推測にはなる

のですけれども、コロナ禍の影響とかもありまして、通常ですと耐震ローラー作戦という形で我々が建築士会の方と一緒に、ある地域を決めて、直接そのところに行って資料を渡して、こういう制度があるとか、そういったのを周知してまいるのですが、そういうのができなかったり、あと何かのイベントのときに、そういったチラシを置いて、こういうのがありますよというのができなくて、診断件数がちょっと減ったというところから、昨年度はそういう状況もあったのかなと、推測になりますが、そんな状況でございます。

以上です。

○分科会長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） まさにそうですよね。元日に発生した能登半島地震であれだけ連日連夜テレビで放送すれば、やっぱり増えるのですよね。予算案の設定が悪かったとは私申し上げません。当然申請者が少なければ、それに見合った予算立てするというのは正解なのかなと思いますけれども、今課長おっしゃってくれた診断、そういうのが本当に重要なのではないかなと思うのです。というのは、高齢化が進むにつれて、そういう制度があるのは分かっているけれども、面倒くさくてやりたくないとか、そういったことというのもありますので、今本当にいみじくもご答弁いただいたので、その診断、大変でしょうけれども、やっぱり高齢者ですとか、身体の不自由な方とか、そういう方もいらっしゃると思いますので、ぜひ、増やせということではなくて、そういう制度があるよというのだけは周知を続けていっていただきたいと思うのですけれども、その辺について回答をお願いします。

○分科会長（大浦兼政君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 周知のほうにつきましては、広報とちぎなどで、5月号などのときに耐震診断や耐震改修、建て替えの補助金がありますということは周知しております。また、ホームページでは常に周知はしているのですが、あとそれに伴いまして、5月のときになりますか、固定資産税の納入通知書が世帯に届くと思うのですが、そちらにも黄色い紙を入れまして、それは我々の住宅の耐震化とともに、また裏面は建築住宅課のほうの空き家のことについてなどの、そういった補助金のメニューなどもつけております。やはりそのときには結構問合せが来るのです。それが終わった後、それが一番問合せが来まして、そんな形を進めているような状況でありまして、あとは先ほど申しました耐震ローラー作戦などで、年に1回もしくは2回、地域を回ったりとかしているような状況であります。

また、昨年度につきましては、出前講座なども市民の方からやってくださいとかというのがあったものですから、そういったのに出向いて出前講座にて説明させていただいたりとか、あと県と共同で、昨年度能登半島地震があったものですから、それ以降に無料相談会ということで、県の方と市の職員で併せて3月に実施したというのもありまして、また今年度も県のほうからもやっていこうとかというお話を聞いていますので、そういった周知の方法もまた進めていければなと思って

おります。

以上でございます。

○分科会長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） よく分かりました。よろしくお願いいたしますと思います。

続けていいですか。

○分科会長（大浦兼政君） どうぞ。

○委員（福田裕司君） 同じページの301ページになります。ブロック塀等の撤去改修工事費の補助金ということで、これも令和4年度の決算に対して若干増えているのですが、改修件数について教えてください。

○分科会長（大浦兼政君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 令和5年度につきましては、全体で19件ほど申請がございまして、危険なブロック塀についての解体もしくは80センチ以下まで下げてくださいということを行っているものですから、それで80センチ以下にしてもらったりとかということを行っているような状況でございます。

○分科会長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 今答弁で、申請があった件数ってお聞きしたのですけれども、これもピックアップしているわけではないのですか、全体総数というのは。ちょっとお聞きします。

○分科会長（大浦兼政君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 全体の総数は、正直言って把握ができていない状況でございます。ただ、把握をしていかなければいけないということで、今年度の話になってしまうのですが、今年度に業務委託を使いまして、今ブロック塀の通学路で小学校の29校に対しまして、小学校から周囲500メートルの範囲においてブロック塀がどれくらいあるか、危険なブロック塀がどれくらいあるかということを現在業務委託中でございまして、今年度末にはその結果が出るかなと思っております。一応それで把握していくというふうな形にはなっております。

○分科会長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） やっぱり物事を進める上で、予算立てなければいけませんので、やっぱり総数というのは把握しておくべきではないかなと私は思います。それで今年度は総数に対して何%処理したよ、あと残り何%だよというのを市民の方にも知らせるべきではないかなと思うのです。緊急で何か車がぶつかってしまっているのがあったよとかというのはまた別にしても、やっぱり総数の確認というのは必要だと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○分科会長（大浦兼政君） ほかにございますか。

市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） 317ページ、特定外来生物防除対策事業費で、この説明表の主な内容

というところに、岩舟総合運動公園の桜となっていました。令和5年度に関してはこれだけだったのか。聞くとところによるとというか、私もちょっと自分の自治会の神社で被害があったので、環境課さんのほうに補助の申請をしたのですけれども、かなり補助の予算がもう目いっぱい使われるぐらいの、市内から補助申請が来ているというお話を聞いていますが、ほかの市所有の運動公園の桜の木がどのぐらいあるかという状況をちょっと把握していないのですけれども、ほかに関しては今のところはないのかあるのか、その辺をまずお聞きします。

○分科会長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） お答えいたします。

令和5年度につきましては、岩舟の運動公園において被害が出た桜の木について、薬液ですね、そういったものの注入等をしたところでございますが、ほかの運動公園等につきましても、かなりの被害が出ておるところです。特に今のところ、藤岡のほうで若干増えているところと、やはり太平山の桜の木が半数近くクビアカの被害が出ているところでございます。

○分科会長（大浦兼政君） 市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） 注入で止まればいいのですけれども、程度によっては伐採して処分しなくてはいけないというふうになるかと思うのですが、今の課長のご説明ですと、もう太平山とか、そういう状況に至ってしまっているという理解でよろしいのでしょうか。

○分科会長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 今のところはまだ伐採までは考えているところではございませんけれども、やはりこういった樹幹注入であったり、樹幹への薬剤の散布、今のところそれで何とか持ちこたえているような状況でございます。

○分科会長（大浦兼政君） 市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） 処分となると、ただ伐採して処分するというわけにはいかず、処分場所も群馬県のほうの指定された場所とか、そういった形で伐採の仕方も簡単な伐採ではない。つまり費用がかかるということで、当然それは状況を把握されているということは、この先そういう伐採が起こるということも想定して予算取りもしなくてはいけないのかなというふうにも思ったりもするのでございますけれども、ただ間に合うかどうか、足りなければもちろん補正を組むとかという話になると思うのですが、結構環境課さんの話を聞いても、それだけ申請が上がってくるというのは深刻な問題ではないかなというふうに思っていますので、その辺はちょっと注視していただいて、今後できれば伐採に至らないで止められれば桜の木は残るわけでもいいのですけれども、やむを得ない場合はそういうことにもなるかと思うのですが、その辺はよろしく願いいたしたいと思えます。

以上です。

○分科会長（大浦兼政君） ほかにございますか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 305ページになります。生活道路の舗装補修事業費ということで、これは主要事務事業の88ページにも載っておるのですが、聞いたかったのは、合併して市域が広がって、地域割りの対策の根拠というか、そんなところ、どういうふうにして決めているのかなと。令和4年度の決算状況を見ても26か所、令和5年度が25か所ということで、件数についてはそんな変わりはなく、また地域別でも同じような割り振りになっているのですけれども、その対策する根拠についてお教え願いたいと思います。

○分科会長（大浦兼政君） 阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） お答えいたします。

基本的に生活道路の補修事業につきましては、要望を地元の自治会長様のほうから要望書を頂いた順に整備を行っていくということを原則としております。ただ、現状、現場の確認をさせていただいた段階で、要望以上にひどいとかというところもありますので、原則は古い順ということで進めているところですが、そういった意味では優先順位を変えているというところもございます。

なお、地域別の話ですが、基本的には今私のところの係、1係と2係と2つの係で北部地域と南部地域に分けて管理をしているという形ですが、その中でやはり現場を確認させていただきながらやっていきたいと。なるべく平準化も考えてはいますが、基本は古い順番ということで進めています。

以上です。

○分科会長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 全く阿部課長がおっしゃったのと私も同感なのですけれども、やっぱり安全面を考慮すると、地域別の配慮って、平準化っていうのは当然必要になってくるとは思うのですけれども、やっぱり緊急度ではないかなと思うのです。一番優先しなければいけないところは。やっぱり例えば通学路とかといったら、すぐにやらなければいけないのですよね。これって生活道路、特にやっぱりさっきも言ったけれども、議員にオーダーが多いのです、市民からの。そうすると、あの地区ばかりやっているとか、確かにそういうお声もいただくのですけれども、やっぱり緊急度というのを優先してやられるのと、やっぱり古い順番からやるというのは正解かなと思うので、合併して10年たっていますので、太平地域とか藤岡地域とか、そうしないで栃木市という見方でやられたらいいのではないかなと私も思います。それについていかがでしょうか。

○分科会長（大浦兼政君） 阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） 福田委員おっしゃるとおり、私もそのように考えたいというふうに思っております。ただ、要望書を上げていただいている地元の自治会長さんは、やはり自分のところがという思いも強いものですから、基本的なところの古い順番からというところはちょっと重きを置いて事業を展開していきたいというふうに考えています。

○分科会長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 今いい答弁いただいたので、私たちもそうやって押されたら、古い順番からやっていくよ、基本的にはというので使わせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○分科会長（大浦兼政君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（大浦兼政君） ないようですので、都市建設部所管の質疑を終了いたします。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでございました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

○分科会長（大浦兼政君） それでは、次に上下水道局所管の歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、分科会説明表の上下水道局を御覧の上、所管部分のご確認をお願いいたします。

また、一問一答の方法により決算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はございませんか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） 大変ご苦労さまです。毎日おいしい安全な水を供給していただきまして、大変ありがとうございます。

私は、水漏れをちょっとお聞きしたいと思います。28ですか、上水道整備事業、水道設備更新事業ということで……違うか。

〔「違う……」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（大浦兼政君） 失礼。確認します。

○委員（中島克訓君） では、違うときにまた。

○分科会長（大浦兼政君） かしこまりました。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（大浦兼政君） それでは、ないようですので、上下水道局所管の質疑を終了いたします。

議事の終了しました執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでございました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎認定第8号の上程、質疑

○分科会長（大浦兼政君） 次に、日程第2、認定第8号 令和5年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法により決算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） ご苦労さまです。573ページ、平川土地区画整理事業費 5 億6,350万2,088円が主要事務事業となっておりますが、この現在までの進捗状況、どこら辺まで進んでいるかご説明願いたいと思います。

○分科会長（大浦兼政君） 安彦市街地整備課長。

○市街地整備課長（安彦利英君） お答えします。

事業費ベースになりますが、令和 5 年度末現在で約42％になります。令和 6 年度末現在で76％の予定でございます。

○分科会長（大浦兼政君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 今順調に進んでいるということよろしいですか。やはり栃木県南部地区、企業からの進出というのがかなり旺盛で、どこの公共団体でも、市でも産業団地の造成ということにかなり力を入れておりますので、栃木市でも令和11年だったかな、令和11年に分譲開始と。それよりもできるだけ早いほうが、各市町での競争になっているというふうな感じもありますので、どんどん早めにやっていただいて、よろしくお願いしたいと思います。

どうなのですか。今、引き合いなんかかなり来ているのですか。これはちょっと言えない面もあると思うのですが、言える範囲で結構ですけれども、何社ぐらいから問合せがあるのか、分かる範囲でよろしくお願いしたいと思います。

○分科会長（大浦兼政君） 安彦市街地整備課長。

○市街地整備課長（安彦利英君） お答えします。

問合せですが、簡単に電話で企業名をおっしゃって問合せがあるものから、窓口に実際に来られて詳しく話を聞かせていただきたいという、そういうお問合せまでございます。分譲が令和10年、令和11年ぐらいになるよという話をすると、パンフレットを持っていついていただいたりとか、そういうような感じで受け答えは我々させていただいているところです。今までに、令和 2 年からずっとございまして、問合せが順次ございまして、今までに約50件ぐらいの、細かいものも交ぜてですけども、市内の業者さん交ぜてございます。今年度は、4 件の方から電話で、ホームページを見たのだけれどもというお話と、やはり実際に我々のところ、お話を聞かないとよく細かいことがホ

ームページとかで書いてあるものだけしか分からないので、話を聞かせてもらいたいということでもありますので、もうしばらくちょっとお待ちいただきたいということでもあります。今、委員さんがおっしゃったとおり、時間を延ばしてしまうとまたブームというか、経済の勢いはまた過ぎてしまいますので、なるべく早く分議できるようにしたいというふうに思っております。

○分科会長（大浦兼政君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎認定第9号の上程、質疑

○分科会長（大浦兼政君） 次に、日程第3、認定第9号 令和5年度栃木市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、収入支出を一括して審査したいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから収入支出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法により決算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） 30ページですか、老朽管更新事業費ということで、老朽化した石綿セメント管を布設替えした工事費というふうになっていますが、これキロ数にしてどのぐらいになるのでしょうか。

○分科会長（大浦兼政君） 川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） お答えいたします。

ちょっと今距離的には分かりませんが、9か所、岩舟、藤岡地域、あと大平を含めて9か所行わせていただいて、石綿管については令和5年度で完了したところであります。

以上です。

○分科会長（大浦兼政君） キロ数に関しては確認してもらいますか。

市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） 具体的な数字は結構です。一応それで終了したということですけど

も、あとその下の管路耐震化事業費、主要事務事業ということで、これはまだ継続してやられているという認識でよろしいのでしょうか。

○分科会長（大浦兼政君） 川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） 管路耐震化事業につきましては、耐用年数を超えた塩ビ管について、今現在集中的に行っております。

以上です。

○分科会長（大浦兼政君） 市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） 前回の２年前の委員会の意見交換会とか、それから上下水道検討委員会とかで話題になった、まだ300キロ程度残っているというのはこれのことですね。

○分科会長（大浦兼政君） 川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） そのとおりでございます。

○分科会長（大浦兼政君） 市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） これで１億9,000万円をかけて耐震化をしたわけですがけれども、これの残量というのは大体どのぐらいありますか。

○分科会長（大浦兼政君） 川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） 令和５年度末で278キロぐらいになっています。

○分科会長（大浦兼政君） 市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） 前のお話ですと20キロ程度、毎年耐震化をとということで15年から20年ぐらいかかるという計算だったと思うのですが、それで間違いないですか。

○分科会長（大浦兼政君） 川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） 今言われたとおり、20年以上かかるかもしれません。あと予算の関係もありますので、それは状況によりまして随時やっていきたいと思ひますし、塩ビ管につきましても、令和６年度にＡＩを活用したのによつて老朽化の判断もしていきますので、それに基づきまして集中的に予算の範囲の中で、令和７年度から着手できればいいのかなと思ひているところがあります。

以上です。

○分科会長（大浦兼政君） 市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） 今お話しされたことをお聞きしようと思ひていたのですが、衛星画像を使った漏水調査というのを進めているというのは前にお話を聞きました。今説明で、令和６年度からそれを使用するということですか。もう一度確認させてください。

○分科会長（大浦兼政君） 川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） 今現在、その衛星画像を用いたＡＩ技術に基づいたものにつきましては、今発注手続を行っておりまして、間もなく契約の段取りを踏めることになります。それに基

づいて、それを画像とかいろんなものを集中的に加味しまして、1から5のランクに分けまして、一番危ないものについては5ランクのほうが出てきますので、それに基づいて危険度が高いほうから順次着手していきたいと思っていますところであります。

以上です。

○分科会長（大浦兼政君） 市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） 去年の常任委員会での視察でその説明を受けて、非常に効果的だということで、それを採用していただいたというふうに思っておりますけれども、これはもうずっと継続的に使っていくということでよろしいのでしょうか。

○分科会長（大浦兼政君） 川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） ここ数年、令和6年、7年度で調査を行いまして、様子を見ながら、また着手でやっていければいいかなと思います。それで、基本的な蓄えができてくると思いますので、それもちょうと数か年で調査のほうをやっていければ、その基礎資料ができてきますので、それに基づいて漏水修繕のほうもかかっていると思いますので、予算の範囲内でできる限りやっていきたいとは思っているところであります。

以上です。

○分科会長（大浦兼政君） 市村副分科会長。

○副分科会長（市村 隆君） 先進事例を聞けば、かなり効果的に発見ができるということも実証されていますし、それは愛知県だろうが栃木県だろうが同じ状況だと思いますので、どこかに分岐点がある、当初は先行投資というか、となりますが、どこかで必ずそれが逆転して、効率よく漏水を見つけて、それが有収率につながり、さらに一方で、耐震化を、残念ながら15年から20年ということですが、進めていっていただいて、できるだけその辺のロスをなくすような形に、衛星画像を使ったというのをいち早く採用していただいたことに対しては非常に評価をしたいと思っておりますし、それで漏水が格段になくなることを願いつつ、頑張っていいただければというふうに思います。

以上です。

○分科会長（大浦兼政君） ほかに。

中島委員。

○委員（中島克訓君） 大変ご苦労さまでございます。私も漏水のことでちょっとお聞きしたいと思います。

今、市村委員のほうからもる管路の修繕や予算関係のことがありましたけれども、私はちょっとこの栃木市公営企業会計決算資料の2ページ、これを見まして、年間配水量というふうなページを見ましてびっくりしたのですけれども、本年度ですから、これは令和5年度ですね、年間配水量が2,270万立米ですか、市全体で。それで無効水量というのはメーター器を通らないで出ている水量だと私思うのですけれども、無効水量、それが573万8,220立方、それが地下に漏水しているとい

うふうなことでいいわけですよ。その考えでよろしいのかどうかちょっとまずお聞きしたいと思います。

○分科会長（大浦兼政君） 川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） そのとおりでございまして、おおむね漏水量という形で地下とか道路とかにあふれている状態になっているところであります。

以上です。

○分科会長（大浦兼政君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） そうしますと、1年間の配水量の約25％が漏れているというふうな計算になるのですが、やはりそれともう一つびっくりしたのは、令和4年度が489万5,518立米、約489万トンの水が漏れてしまっていると。そうしたら、次に令和5年度がそれを上回っているのですね、今回の決算書に出てきますのが573万8,220立方、573万8,000トンの水が漏れていると。その差が87万2,702立米、87万2,000トンからの増えているというふうなことなのですが、これだけお金をかけて配水管の修繕とかをやっておりますが、87万2,000立米からの、1年間に漏水が増えてしまったというふうなことはどういったところに理由があるのかお聞きしたいと思います。

○分科会長（大浦兼政君） 川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） ただいまの点につきましては、やはり老朽管、塩ビ管から水漏れ、配水管から水漏れと、給水管、道路のほうから宅内に行く、メーター器があるところまでの辺りで漏れる形もありますし、ここ数年、猛暑日が続いておりますので、夏場、各家庭においても水をいっぱい使いますので、その関係でここ数年、夏場の漏水量が、うちのほうに情報提供で入ってくるのも1日10件、20件、結構多いのもありますので、それはやっぱり夏場が多いものですから、やっぱり夏場が暑くなれば水も使うという形になっておりますので、その関係でここ数年、猛暑日がありますので、そういう関係でここ二、三年、無効水量が多くなっているのではないかという判断はさせていただいています。

以上です。

○分科会長（大浦兼政君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） ありがとうございます。確かに栃木市内、栃木市の広い範囲、血管のように水道管が走っていますから、どこで水が漏れているかというのを把握するのはなかなか難しいのかなと思います。ただ、この無効水量、漏れている水に関しても、配水場から電気を使ってポンプで水を出しているわけですから、そのときの電気代というののもかなりばかにならないのではないかなと思うのです。先ほどの委員会でも国庫補助で電気代の補助が来るというふうなことですが、やっぱり無駄をなくすということからも、漏水というのは緊急の問題ではないかなと、漏水対策は、やっているのは重々承知しておりますけれども、スピードを上げて漏水対策に取り組んでいただきたい。今、市村委員からもありましたけれども、衛星画像ですか、それを使って漏水を見つける

とか、そういうふうなこともやるというふうなことですけれども、これは総配水量の25%が漏れているというふうなところ、これはかなり県内でも高い数値ではないかなと思うのですが、そのところはどうかお考えなのか、お考えを述べていただきたいと思います。

○分科会長（大浦兼政君） 川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） 今、県内につきましても、有収率につきましてもは県内14市町平均からでも結構下がっておりまして、県内で、令和5年度の統計からいきましても、令和4年度の決算数値でいきましても、県内でも下のほうにはなっておりますので、漏水量が多いこともありますので、衛星画像を用いて、それを危険リスクも判断しながら、早急に行っていくような形で考えていきたいと思っているところであります。

以上です。

○分科会長（大浦兼政君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 本当に水ももったいないですし、電気代なんかもうやはり高騰してしましてもったいないですし、ぜひ早い漏水対策を、スピーディーに行っていただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（大浦兼政君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

◎認定第10号の上程、質疑

○分科会長（大浦兼政君） 次に、日程第4、認定第10号 令和5年度栃木市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、収入支出を一括して審査いたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから収入支出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法により決算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

◎閉会の宣告

○分科会長（大浦兼政君） 以上で当分科会の審査は終了いたしました。

なお、分科会長報告の作成については、正副分科会長にご一任願います。

また、繰り返しになりますが、9月26日木曜日午前10時から決算特別委員会全体会において分科会長報告、質疑、討論、表決を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして決算特別委員会建設分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

(午前11時33分)